

多賀城市特別簡易型総合評価方式

落札者決定基準

平成30年度公共下水道雨水工事（大代東-2-1工区）

平成30年8月

多賀城市

1 総則

本基準は、多賀城市が発注する建設工事における受注者の選定を、特別簡易型総合評価方式で実施するに当たっての基準を示すものである。

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者。

イ 価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料調書（様式1）を提出した者。

ウ 入札価格が予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上で入札した者。

(2) 総合評価点は次の式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 価格評価点は、以下の計算式のとおりとする。

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

※ 価格評価点は、小数点以下第4位を切り捨てし、小数点以下第3位とする。

イ 価格以外の評価点 20.0点

ウ 総合評価点 ア+イの合計点数とする。

3 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料調書により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(2) 総合評価技術資料調書の提出が無い者の取り扱い

総合評価技術資料調書の提出が無い者は失格とする。

(3) 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取り扱いにより発注者が行う修正評価点は、減点措置のみとする。

(4) 虚偽の申告による応札は失格とする。

虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。

(5) 錯誤の申告による応札①

入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容が虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。

(6) 錯誤の申告による応札②

入札参加者が有している実績以下の内容で申告をした場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

4 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

なお、総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料を提出しない落札候補者は失格とし、総合評価点の高い順に落札候補者として、総合評価技術資料の提出を求めることとする。

(2) 総合評価点と同点の場合の取り扱い

総合評価点が高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(3) 配置予定の技術者に対するヒアリング

落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置予定の技術者に対するヒアリングが出来るものとする。

その場合、例えば以下の項目について確認する。

ア 配置する技術者の経歴、資格

イ 同種工事の経験の有無

ウ 同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点・工夫した点

(4) 配置予定の技術者の取り扱い

配置予定の技術者の変更は原則として認めない。(工場製作等を含む工事又は技術者のやむを得ない事情(病気、死亡、退職等極めて特別の場合)等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く。)

なお、工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

5 価格以外の評価項目及び評価点

次の評価項目について、それぞれの評価基準により各々の評価点を算出する。

価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点	評価項目	評価点	提出資料		
技術力	企業評価	ア 過去の工事実績(過去5年間) 同種工事の施工経験の実績有	3	契約書及び仕様書の写	
		イ 公共機関からの優良工事表彰の有無(過去5年間) 表彰実績あり(同種工事)	1		
		表彰実績あり(他工事)	0.5	賞状の写し及び表彰された工事契約書並びに仕様書の写	
		ウ ISO等認証取得状況 ISO9001 及び 14001 の認証取得済み	1		
	ISO9001 又は 14001 のいずれか一方の認証取得済み、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5	認証取得を証明する書類の写		
	小計	5			
	配置する技術者の能力	ア 主任技術者の保有する資格の有無 1級施工管理技士又は監理技術者	2	技術者資格者証等の写	
			2級施工管理技士		1
			イ 継続教育(CPD)の取組状況の有無 継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)		1
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5	受講証明書の写	
		ウ 主任技術者の施工経験の有無(過去5年間) 同種工事の施工経験の実績有	2		
		小計	5	契約書、現場代理人等 通知書及び仕様書等の写	
	ア 建設業退職金共済制度導入の有無 建設業退職金共済制度導入済み	2			
	社会性	労働福祉	イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無 退職一時金制度又は企業年金制度導入済み	1	経審等の写
ウ 障害者雇用の有無 雇用率が法定雇用率(1.76%(建設業の除外率含む))以上			1		
雇用率が法定雇用率(1.76%(建設業の除外率含む))未満			0.5	雇用証明書及び障害者認定書の写	
小計			4		
地域性		地域貢献	ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無 本社あり	4	指名登録申請書の確認
	支店、営業所等あり		2		
	イ 多賀城市との災害協定の有無 災害協定あり	2	災害協定書の写・証明書等		
	小計	6			
減点	不誠実な行為	ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無 3月以内の指名停止回数1回につき1点減点	△1	自己申告及び指名停止状況の確認	
		3月を超え6月以内の指名停止回数1回につき2点減点	△2		
		6月を超える指名停止回数1回につき3点減点	△3		
合計		20			

(1) 同種工事の条件

平成25年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した開削工法による下水道(雨水)工事(開渠・暗渠問わず)を元請として施工した実績を有すること(建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。)

(2) 「表彰実績あり(他工事)」の条件

土木工事での受賞実績を対象とする。

6 価格以外の評価項目及び評価基準の説明

(1) 技術力（企業評価）

ア 過去の工事実績（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
3	標準	実績あり
0	—	実績なし

※ 以下の全ての要件を満たすこと。

- ・ 同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・ 国又は地方公共団体が発注した同種工事とする。
- ・ 同種工事は、「5 価格以外の評価項目及び評価点 (1)同種工事の条件」に該当する工事とする。
- ・ 当該工事の公告日の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- ・ 同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。
- ・ 建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。

イ 公共機関からの優良工事表彰の有無（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	実績あり(同種工事)
0.5	標準	実績あり(他工事)
0	—	実績なし

- ・ 同種工事の条件は、上記の「ア過去の工事実績（過去5年間）」と同様とする。
- ・ 他工事の条件は、「5 価格以外の評価項目及び評価点 (2)「表彰実績あり(他工事)」の条件」と同様とする。
- ・ 優良工事表彰の対象となった工事の内容により評価を決定する。
- ・ 公共機関は、国、宮城県、宮城県内の市町村であること。
当該工事の公告日の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに受賞した工事を対象とする。
- ・ 建設共同企業体の場合は、出資比率が構成員中最大の場合の工事のみとする。

ウ ISO等認証取得状況

配点	記載内容	評価基準
1	優良	ISO9001及び14001の認証を取得
0.5	良	ISO9001又は14001のいずれか一方の認証を取得、若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得
0	—	認証未取得

- ・ ISOに準じた認証機関からの認証の主なものは次のとおりです。
みちのくEMS（みちのく環境管理規格認証機構）
KES（特定非営利活動法人KES環境機構）
エコアクション21（一般財団法人持続性推進機構）
グリーン経営認証制度（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）等
- ・ 認証機関からの認証取得を証明する書類を添付すること。

(2) 技術力（配置する技術者の能力）

ア 主任技術者の保有する資格の有無

配点	記載内容	評価基準
2	標準	1級施工管理技士又は監理技術者
1	—	2級施工管理技士

- ・ 当該工種に必要な施工管理技士を配置すること。

イ 継続教育（CPD）の取組状況の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）
0.5	標準	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上推奨単位未満取得）
0	—	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位以下の1/2未満取得

- ・ 当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録の有無及び各団体の推奨単位に対する単位の状況を申告する。

(社) 日本技術士会	150単位（3年間）
(社) 全国土木施工管理技士会連合会	30単位（1年間）
(社) 農業農村工学会技術者継続教育機構	50単位（1年間）
(社) 日本建築士会連合会	12単位（1年間）

ウ 主任技術者の施工経験の有無（過去5年以内）

配点	記載内容	評価基準
2	標準	同種工事の施工実績あり
0	—	同種工事の施工実績なし

※ 以下の全ての要件を満たすこと。

- ・ 同種工事は、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・ 同種工事の条件は、上記の「(1) 技術力（企業評価）」の「ア過去の工事実績（過去5年間）」と同様とする。
- ・ 当該工事の公告日の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡し完了した工事を対象とする。
- ・ 同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。
- ・ 以前に勤務していた会社の時の施工経験であっても可とする。ただし、同種工事の施工が確認できる資料を添付すること。
- ・ 現場代理人の場合にあっては、現場代理人として従事した期間の割合が90%以上であり、かつ、建設業法第26条第1項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格要件を実績対象工事の施工時に有していたことを条件とする。

(3) 社会性（労働福祉）

ア 建設業退職金共済制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
2	優良	自社導入済
0	－	自社未導入

- ・ 対象制度（経営事項審査で加点評価される次の制度とする。）
建設業退職金共済制度

イ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社加入済
0	－	自社未加入

- ・ 対象制度（経営事項審査で加点評価される以下のいずれかの制度とする。）
- ・ 退職一時金制度
「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合
中小企業退職金共済制度
特定退職金制度
- ・ 企業年金制度
厚生年金基金制度
適格退職年金制度
確定給付年金制度
確定拠出年金制度

ウ 障害者雇用の有無（適用法令：障害者の雇用の促進等に関する法律）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	障害者の雇用率が法定雇用率（1.76%（建設業の除外率含む））以上
0.5	標準	障害者の雇用率が法定雇用率（1.76%（建設業の除外率含む））未満
0	－	障害者の雇用なし

※ 以下の式により算出する。

- ・ $\text{雇用障害者数} / \text{建設業従業員数} \times 100 (\%)$ により算出する。
- ・ 応札企業と直接雇用関係にある建設業従業職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者）を対象とし、短時間労働者（1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣が定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう）については、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める要件に基づき算入すること。
- ・ 重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。

(4) 地域性（地域貢献）

ア 多賀城市に本支店、営業所等の所在地の有無

配点	記載内容	評価基準
4	優良	本社あり
2	標準	支店・営業所等あり
0	－	なし

- ・ 基準日は、平成30年度多賀城市一般競争及び指名競争入札参加登録承認時とし、事務所等の所在地により評価する。

イ 多賀城市との災害協定の有無

配点	記載内容	評価基準
2	優良	災害協定あり
0	－	災害協定なし

- ・ 基準日は、公告日とする。
- ・ 多賀城市と災害協定を締結していることが、確認できる書類を添付すること。
- ・ 「災害協定あり」には、多賀城市が多賀城市建設災害防止協議会と災害時における応援協力に関する協定書を締結していることから、多賀城市建設災害防止協議会の会員である場合には、「災害協定あり」と評価する。
- ・ 多賀城市建設災害防止協議会の会員であることが、確認できる証明書等を添付すること。

(5) 減点（不誠実な行為）

ア 多賀城市から過去1年以内の指名停止の有無

配点	記載内容	評価基準
0	標準	指名停止なし
△1	劣る	3月以内の指名停止を受けている回数
△2	劣る	3月を超え6月以内の指名停止を受けている回数
△3	劣る	6月を超えた指名停止を受けている回数

- ・ 基準日は公告日とする。
- ・ 過去1年以内に多賀城市から指名停止処分を受けている場合に減点とする。
- ・ 指名停止通知日を基準とし、指名停止処分1回につき指名停止期間に対応した配点を乗じた点数を減点とする。
例えば、1月の指名停止処分が1回、6月の指名停止処分が1回ある場合については、合計3点を減点となる。

7 提出する書類等

- (1) 入札参加者は、総合評価技術資料調書（様式1）については入札参加資格申請時に提出し、同種工事の施工実績調書（様式2）、配置予定の技術者に関する調書（様式3）及びその他総合評価技術資料調書の内容を確認できる資料等の写しについては、落札候補者と決定した段階で提出すること。
- (2) 総合評価技術資料調書（様式1）については、入札者記入欄に入札参加者自らが評価点を記入し、そのエクセルデータと併せて提出すること。